郵便送金業務に関する約定の説明書

外

務

省

	三																	_	
1	三主	2	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	1	約	4	3	2	(2)	(1)	1	概	
事業	主要変更点	最終	経							約定	約定の	早期	約定	約定			約定の	概 説 ::	
事業体の役割	更点	最終議定書	過規	財務関係	調査請求及び責任	郵便送金指	電子デー	一般原則及び業務の質	総則	約定	内容	早期国会承認が	\mathcal{O}	約定締結	経緯	背景	の成		
役 割			過規定及び最終規定	係	求及	金指	タ	則及			i	承認	締結に	の意		:	成立経緯		
			び 最		び 責	図 の	\mathcal{O}	び 業				求	により我	の意義		:	緯 :		
			終規	:	任	処 理	換に	務の				めら	が			i			
			定 ::	:		:	交換に関する原則	質 ::				れ	国 が			i			
				:			る原				i	る理由・	負う						
							則 :						こと						
i													とな						
													が負うこととなる義務						
													務 ::						
i			:									:			:				
i									:			:							
				:															
				:															
				:						:									0
:	:	:	÷	÷	:	:	:	÷	:	:	:	:	:	:	:	:	÷	:	^

E E E E E E E E = = = =

目

次

	兀		
参	約	3	2
参 考)	約定の実施のための国内措置	3 郵便送金指図の実施	2 「金融包摂」の語の追記
兀	三	三	三

概説

1 約定の成立経緯

(1) 背景

二十五回大会議において作成され、平成二十六年(二千十四年)一月一日に効力を生じたものである。 する約定、郵便小切手業務を規律する約定、代金引換郵便物に関する業務を規律する約定等が作成されてきたが、平成十一年 目的でこれらの約定に代わる新たな文書として作成された。現行の約定は、平成二十四年(二千十二年)にドーハで開催された第 九百九十九年)に郵便送金業務に関する約定(以下「約定」という。)が、これらの国際郵便送金に関する全ての業務を規律する 万国郵便連合(以下「連合」という。)においては、郵便送金の分野における制度を規律する文書として、郵便為替業務を規律 千

(2) 経緯

つき見直しが行われた結果、現行の約定に代わる新たな約定が同年十月六日に採択された。 平成二十八年(二千十六年)九月二十日からイスタンブールで開催された第二十六回大会議において、 国際郵便送金業務全般に

2 約定締結の意義

定を締結することは、 この約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、 我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するために極めて重要である。 現行の約定を更新するものである。 我が国がこの約

3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務

定の規定に従って実施する義務を負う。 我が国は、この約定を締結することにより、この約定の対象となっている業務のうち他の締約国との間で合意するものを、 この約

4 早期国会承認が求められる理由

定を早期に締結する必要がある。 なっているところ、 この約定は、平成三十年(二千十八年)一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の約定は効力を失うことと 国際郵便送金業務を実施するための法的根拠を確保し、 国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、

約定の内容

この約定は、 約定(前文、本文二十八箇条及び末文から成る。)及び最終議定書 (前文、 本文一箇条及び末文から成る。) から成

1

り、

その概要は、

次のとおりである。

(1)総則 (第一部第一章)

(7) この約定が対象とする郵便送金業務の範囲について規定している(第一条)。

(1) この約定において使用される用語を定義している

(ウ) 加盟国は、 郵便送金業務を監督する政府機関及び業務を実施する指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する (第二条)。

旨規定している(第三条)。

(1)

(I) 加盟国及び指定された事業体の役割を規定している (第四条及び第五条)。

資金の帰属、 資金洗浄等に係る犯罪への対処、 秘密性及び個人情報の利用並びに情報の交換が技術的中立の原則 (郵便送金業

務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと)に従うことについて規定している(第六条から第九条まで)。

(2) 般原則及び業務の質 (第一部第二章)

ネットワークを通じた利用の容易さの確保、 資金の分離、 郵便送金指図の実施、 料金の設定等郵便送金業務に関する一般原則及

び業務の質について規定している。

(3) 電子データの交換に関する原則 (第一部第三章)

相互運用性のあるシステムを用いた電子データの交換、 電子データ交換の安全性の確保等について規定している。

(4) 郵便送金指図の処理 (第二部第一章

郵便送金指図の預入れ、 入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定めること並びに受取人の本人確認及び資

の引渡し、 限度額及び払戻しについて規定している。

調査請求及び責任 (第二部第二章)

(5)

調査請求及び指定された事業体の責任について規定している。

(6) 財務関係(第二部第三章)

会計規則及び財務規則並びに決済及び清算について規定している。

(7) 経過規定及び最終規定 (第三部)

認の条件、この約定の効力発生等について規定している。 留保、この約定に明文の定めのない事項については万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承

2 最終議定書

約定の規定に対する留保を内容としている。

三 主要変更点

旨官される事業

1

事業体の役割

指定された事業体による郵便送金業務の委託及び業務委託先における自らの義務の履行の保障について規定した(第五条)。

2 「金融包摂」の語の追記

前文及び郵便送金業務の一般原則に「金融包摂」の語を追記した(第十条)。

3 郵便送金指図の実施

郵便送金指図の実施につき、 受取人への現金での払渡しの条件と口座での払渡しの条件とを区別して規定した(第十条)。

四 約定の実施のための国内措置

この約定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

- 1 作成 平成二十八年十月六日 イスタンブールにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十九年二月 一日現在 未発効(平成三十年一月一日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 九十七箇国

和国、 国 プト、フランス、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、日本国、 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、バルバドス、ベラルーシ、ベナン、 ラブ首長国連邦、 ソー及びセント・マーチン (*)、ニジェール、 ア、モルディブ、マリ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラ ン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和 コモロ、コンゴ共和国、 ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、 スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、ア ケニア、大韓民国、ラオス、ラトビア、リヒテンシュタイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシ アメリカ合衆国、 コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、ジブチ、ドミニカ共和国、 ウルグアイ、 ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、イエメン、ジンバブエ オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、 スロベニア、南アフリカ共 エクアドル、 カザフス ブータ

締約国 平成二十九年二月一日現在 なし

我が国は、

国家として承認していない。)

4